

●香川県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年3月19日から同年4月9日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 438号
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町大字炭所 西字塩田2571番2地先から 仲多度郡まんのう町大字炭所 西字西の岡2366番1地先まで	前	14.0~32.5	245	平成17年香川県告示第 144号で変更した区域の 一部の供用開始及び交通 安全施設整備事業による 現道拡幅
	後	14.0~33.8	245	

- 4 供用開始の期日 令和3年3月19日